

Question

バビロン第一王朝について教えてください

Answer

【回答者】前田 徹

バビロン第一王朝（前一八九四～前一五九五年）は、バビロンに成立したスムアブムを初代として一代続いたアムル人の王朝であり、法典碑で有名なハンムラビは第六代の王です。バビロン第一王朝のあと、「海の国」第一王朝をバビロン第二王朝、カッシート王朝をバビロン第三王朝のように数えます。バビロンに成立した王朝を、アムル王朝から数えることは、前一千年紀の『バビロニアの王朝表』ですでおこなわれています（Glassner 2005, 126-134）。バビロンの歴史は古く、ハンムラビ以前にも王や王朝は存在しています。バビロンが文字史料から確認できるのは、シャルカリシャッリが神殿を建立したと記すアツカド王朝時代からで、アムル王朝以前のことです。その

後、ウル第三王朝時代には、アツカド地方の有力都市の一つになっていきます。この事実を無視してハンムラビの王朝を最初に置くのは、彼のときにバビロンがメソポタミアの中心都市という特権的な地位を獲得したからです。

ハンムラビは一つの画期となる時代を作りました。割拠する雄国、ラルサ・エシュヌナ・マリ・アッシリアを征服し、統一王朝であったウル第三王朝崩壊ののち、はじめてメソポタミアの再統合をはたしたのです。ハンムラビが統合をはたしたのち、彼を継いだサムスイルナのときには、早くも各地に反乱が起き、南部では「海の国」が勢力を伸ばしたことで、領土を失い勢力範囲が縮小しました。しかし、バビロン第一王朝の政治的弱体化が顕著になっても、都市神マルドゥクがメソポタミアの最高神エンリルの権威を引き継いで神々の主座にいたように、確立したバビロンの権威は保持され、シュメール以来の伝統を継承する特権的な中心都市と意識されていました。以後、多様な民族がバビロンに王朝を建てることになるのですが、それらの王朝はいずれも伝統を尊重したため、バビロンの権威は損なわれなかつたのです。

前二千年紀後半にバビロンと覇権を争う強国として登場したアッシリアは、政治的にバビロンを圧倒することが多くなりましす。その一方で、アッシリアは「バビロニア化」を推進しまし

た。アッシリアもバビロンの特権的地位を認めていたのです。メソポタミアの古い時代が「シュメールとアッカド」とされるのに対して、前二千年紀後半以降の時代では、「バビロニアとアッシリア」と呼ばれることが多いのは、このような時代による変化があるからです。

バビロニアの歴史を、古バビロニア時代・中バビロニア時代・新バビロニア時代に三分することがあります。アッカド語の時間的変化を示す言語学的な区分を歴史区分に適応した時代区分であり、古バビロニア時代は、ウル第三王朝崩壊後のイシン・ラルサ王朝時代から、バビロン第一王朝の崩壊までの期間になります。そのなかで、イシン・ラルサ王朝時代が古バビロニア時代前期とされ、ハンムラビの治世の古バビロニア時代後期と区別されます。バビロン第一王朝は、ときに古バビロニア王国と呼ばれることがあります。「古バビロニア時代」の王国としては、イシン・ラルサ王朝もありますので、バビロン第一王朝だけを古バビロニア王国と呼ぶことは不適切といえます。前二千年紀前半の古バビロニア時代は、アムル人がイシン・ラルサ王朝とバビロン第一王朝を建てたように、アムル人が活躍した、「アムル人の時代」と捉えることができます。「アムル人の時代」であるこの時代を、一括して古バビロニア時代と呼ぶことはできるのですが、「古バビロニア王国」は使えません。

古バビロニア王国と古バビロニア時代を、同じ意味で使うことはできないのです。

再統合をはたしたハンムラビの時代は、過去のシュメール・アッカドを継承することと、次の時代に連なる新規なことが台頭する変革期でもあります。ウル第三王朝のウルナンム法典を継承してハンムラビ法典が作られたことは前者の例になり、徳政令に見られるような私的経済の進展が後者の例になります。近年公刊された関係図書がハンムラビを主題にするように(Carpin 2003, van de Mieroop 2005, 中田 1999、中田 2014)、王碑文や行政経済文書を使った、ハンムラビが統一をはたすまでの政治・軍事的過程や法典などの研究は進んでいます。しかし、この時代の王権や社会・経済については、一九六九年に出版された『岩波講座世界歴史一』においてとり上げられたところと(黒田 1969)、現在も大きく変わっていないといえ、時代の特色を明らかにするにはいたっていません(川崎 2000)。そうしたなかで、新傾向を示す興味深い論文があります(川崎 2000)。その論文では、シュメールの伝統を引き継ぐハンムラビ法典中の、イルクム義務者に関する条文が検討されています。イルクム制度とは、王が広範な自由人を対象にして、軍役などの王に対する義務を条件に認めた、土地所有の特権のことです。イルクムはそれ以前のシュメール時代に用例はなく、ハンムラビ

法典以前の法典に関連条文はありません。ハンムラビが採用した、王権基盤の強化と拡大をはかる新規な制度です。イルクム義務者の土地所有は、当時私的経済の進展による債務などで脅かされており、ハンムラビ法典にイルクム関係にかかわって多くの経済関連条項が並ぶのは、こうした事態に対処して、王権基盤の安定に必須のイルクム義務者を保護するためとされています。この論文は、新旧の諸制度が混淆するハンムラビ時代において、王権や社会・経済の個々の要素ではなく、それらの変化を複合的に捉えることの必要性を説いています。

▼参考文献

- 川崎康司「群雄割拠から再統一へ——前二千年紀前半」前田徹・川崎康司・山田雅道・小野哲・山田重郎・鶴木元尋『歴史学の現在 古代オリエント』三九〜七〇頁（山川出版社、二〇〇〇年）
- 川崎康司「ハンムラビによるバビロニア統合支配と経済政策の背景——「イルクム」体制の導入と『法典』上の新機軸」小倉欣一編『ヨーロッパの分化と統合——国家・民族・社会の史的考察』一三〜三〇頁（太陽出版、二〇〇四年）
- 黒田和彦「ハンムラビ時代の国家と社会」『岩波講座世界歴史二』一二五〜一六〇頁（岩波書店、一九六九年）
- 中田一郎『原典訳ハンムラビ「法典」』（リトン、一九九九年）
- 中田一郎『ハンムラビ王——法典の制定者』（世界史リアレット人二、山

川出版社、二〇一四年）

Charpin, D.: *Hammurabi of Babylon*, London, 2012.

Glassner, J. J.: *Mesopotamian Chronicles*, (ed. B. R. Foster), Leiden, 2005.

van de Mieroop, M.: *King Hammurabi of Babylon. A Biography*, Oxford, 2005.

（まえた とおる／早稲田大学文学学術院教授）